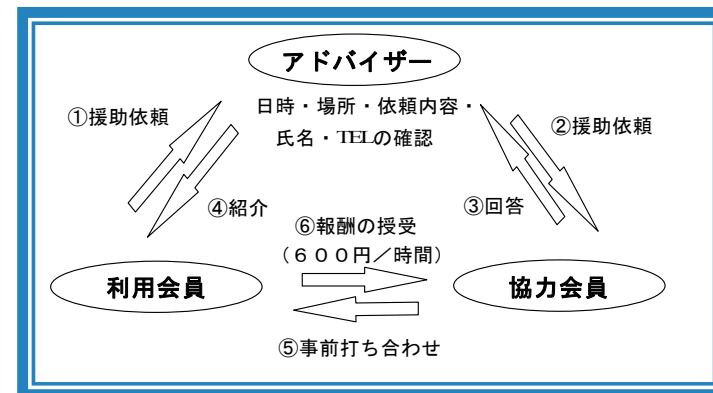
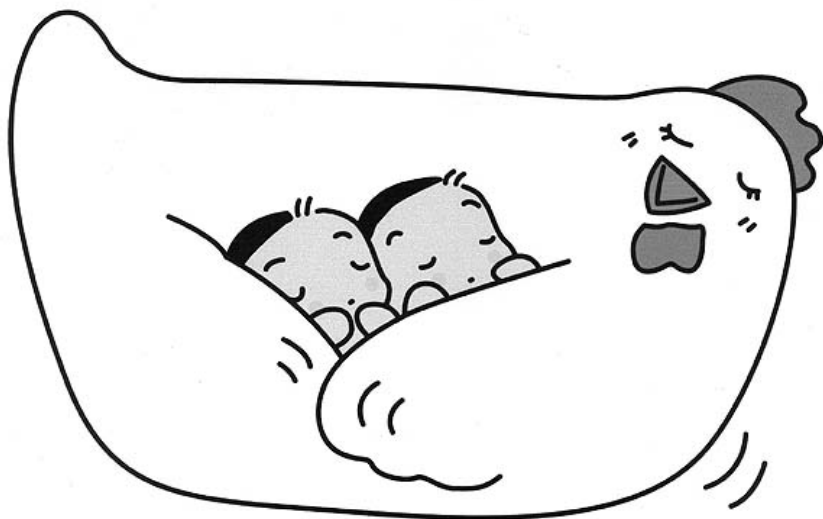


育児サポートセンター

利用会員の手引き

～地域でささえあう子育て応援システム～



○利用会員：「子育ての手助けをしてほしい人」

条件は基山町在住で、生後6カ月から小学3年生までの子どもをお持ちの方。会員登録には、印鑑とお子さんの写真1枚が必要です。

○協力会員：「子育てのお手伝いがしたい人」

条件は基山町在住で、健康で子育てに意欲があり、活動前に基本研修を受講した方。

【援助活動の流れ】

- ① 援助依頼・・・育児サポートセンターのアドバイザーへ電話。
Tel 92-6630 (3日前までに連絡ください)
- ② 援助依頼・・・アドバイザーが協力会員に連絡する。
- ③ 回答・・・協力会員は日時等を確認し、受理の回答をする。
- ④ 紹介・・・アドバイザーは利用会員へ協力会員を紹介し、事前打ち合わせ日を連絡する。
- ⑤ 事前打ち合わせ・利用会員は協力会員と事前打ち合わせをする。
(必ず、子どもさんとの顔合わせを行う。)
- ⑥ 報酬の授受・・・協力会員は、援助が終わったら活動報告書を書き、利用会員の確認印をもらう。利用会員は、報酬を協力会員に直接支払う。

○手助けできる内容

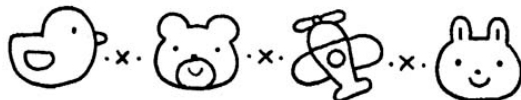
育児サポートセンターで行う援助は、あくまでも単発的、一時的なものですから、軽易かつ短期的、補助的なものです。

乳幼児の長時間保育等はいりません。



○具体的な援助の内容

- ・幼稚園・保育園の登園前の援助及び送り。
- ・幼稚園・保育園の迎え及び帰宅後の援助。
- ・学童の放課後または学童保育からの帰宅後の援助。
- ・子どもが軽度の病気の場合や兄弟の通院の間、冠婚葬祭の時など、臨時的・突発的にこどもを預かること。
- ・ママのリフレッシュ中の預かり。
(美容院、講習会、買い物、習い事など)
- ・産後ママの援助



○援助の範囲

- ・援助活動の対象となるのは、生後6カ月から、おおむね小学3年生の子どもです。
- ・利用の仕方や保険の説明を受けた後、会員登録をし、援助活動が行われます。(会員登録は随時行っています)
- ・託児場所は、
 - ① 利用会員自宅
 - ② 協力会員自宅
 - ③ きやま子育て交流広場の中から選ぶことができます。
- ・子どもの宿泊は行いません。



【利用会員の心得】

- 1 育児サポートセンターの活動の趣旨ときまりを守りましょう。
- 2 お互いのプライバシーを守りましょう。
- 3 育児サポートセンターへ連絡なしに、協力会員と交渉を直接行わないでください。協力会員と直接交渉した場合、補償保険が適用されません。
- 4 依頼した補助内容以外の仕事は要求しないでください。

【共通理解】

- 1 事前打ち合わせは、援助活動依頼申込書に沿って必ず行い、子どもさんとの顔合わせも行ってください。
- 2 援助開始時間、終了時間は必ず守りましょう。
- 3 予定変更は、速やかに相手会員及び育児サポートセンターに連絡してください。
- 4 おやつや食事は、会員同士で十分に打ち合わせをしてください。

【報酬の基準】

- 平日：午前9時～午後5時・・・1時間あたり600円
 - 平日：午前7時～午前9時・・・1時間あたり700円
 - 平日：午後5時～午後7時・・・1時間あたり700円
 - 土曜：午前9時～正午・・・1時間あたり700円
- ※ただし、託児場所までの送迎は利用会員で行ってください。



- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 2 30分未満は基準額の半額とし、30分以上は1時間とみなします。
- 3 取り消しの場合は、次のとおり利用会員が支払います。

- 前日取り消し・・・無料
- 当日取り消し・・・1時間分
- 無断取り消し・・・全額



- 4 おやつやおむつなど必要なものについては、利用会員が準備します。
- 5 利用会員は、当日活動記録に捺印するとともに、報酬を支払います。

【利用会員の補償制度について】

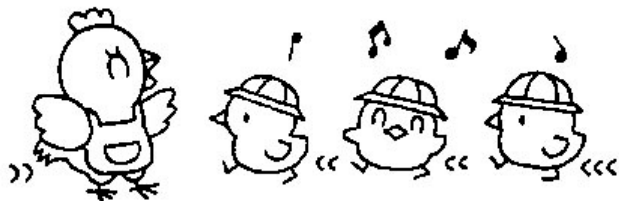
育児サポートセンターを安心して利用していただくために、利用会員になると自動的に「利用会員傷害保険」に加入することになります。

依頼子供傷害保険

利用会員が、育児サポートセンターの斡旋による保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するための自宅（協会員自宅）と保育を受ける子ども宅や子育て交流広場等の往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被ったときに補償する。

| 保険金名 | 補償額 | その他 |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 死亡 | 300万 | 事故日より180日以内の死亡 |
| 後遺障害 | 程度により 9万円～300万円 | 事故日より180日以内の後遺障害発生 |
| 入院 | 3000円/日 | 事故日より180日を限度 |
| 通院 | 2000円/日 | 事故日より180日以内で90日を限度 |
| 手術 保険金 | 3000円 × 所定倍率 | 事故日より180日以内の手術 |

協会員は「子育て相互援助活動補償保険」に加入し、保育サービス提供中の事故や傷害などに対し補償を受ける。（詳細は別紙参照）



育児サポートセンター

（きやま子育て交流広場内）

社会福祉法人 基山町社会福祉協議会
住所 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666
保健センター2F

TEL&fax 92-6630

